

2018年7月13日

逗子市

小規模保育事業(A型)所の設置運営法人を募集します

●平成31年度に向けた待機児童対策

逗子市では、毎年1か所以上、小規模保育事業所を中心(認可保育所1か所)に、新設してきましたが、待機児童の解消に至っていません。ついては、本年4月の保育所等待機児童の状況を踏まえ、平成31年度に向けた待機児童対策として、市内に小規模保育事業(A型)事業所1か所を設置・運営する法人を募集します。

●選考された法人への補助

既存の建物の改修・整備等の費用と、改修期間中の家賃を助成します。(上限有)

- ・施設改修・設備整備に係る補助 補助単価 2,200万円×補助率 3/4=1,650万円(上限)
※補助対象案件を個別審査し、要した費用の3/4について、1,650万円(上限)で補助します。
- ・改修期間中の家賃助成 月家賃 30万円上限×対象月数×補助率 3/4=180万円(上限)
※補助対象経費=礼金・家賃。

●補助対象法人の要件の概要

神奈川県内において、認可幼稚園、認可保育園、小規模保育事業等を3年以上設置運営する非営利法人。(認可以前に、認可外保育施設を設置している場合は、その期間を含みます。)

●申し込み

- ・募集要項及び書類配布 平成30年7月23日(月)～平成30年8月17日(金)
- ・応募受付期間 平成30年8月1日(水)～平成30年8月31日(金)
- ・応募書式等 逗子市小規模保育事業(A型)実施事業所設置運営法人募集応募申込書他、募集要項等に記載の書類一式

●その他

詳細は、次の各別紙をご参照ください。市ホームページよりダウンロードできます。

「逗子市小規模保育事業(A型)実施事業所 設置運営法人募集要項」、「同 審査項目・審査基準及び配点表」

本件に関するお問い合わせ先：

教育部 保育課 杉山・粟飯原

電話：046-873-1111 内線 530・531